

巻頭言

中間支援組織は生き物

(特非) シビル NPO 連携プラットフォーム
副代表理事 花村 義久



ちょうど一年ほど前、私は住んでいる船橋市の市長に中間支援組織である市民活動サポートセンターの今後の在り方に関する提言を、船橋市市民活動サポートセンター運営協議会の会長として提出し、説明しました。全54ページの提言書ですが、その骨子は現在の体制ではサポートセンターの役割が十分果たせていないので、運営に対し市民・市民活動団体(民)の関与をより大きくすることにより、中間支援組織・施設としての機能を十分なものにしようというものです。

検討段階では、市での市民活動支援の経緯と現状調査、市民・市民活動団体の意識調査、他市の先行事例・動向の確認などを行いました。この過程では、他市の視察なども行い、センターの方向性の確認や問題の抽出、提言する理念・方針の策定、具体的な組織や施策の決定などを行いました。理念とはなかなか言葉にしにくいものですが、次のようにしました。

- (1) 市民力の拠点・多彩な市民力を発掘し、新たな価値を創造し、市民力発揮の場を広げます。
- (2) つながりの場・人と人のつながりを生み出し、継続的な関りを支援します。
- (3) 市民活動への関りをサポートする場・活動へのきっかけづくり、活動のステップアップをサポートします。

平成18年、船橋市が年度施政方針として「市民協働のまちづくり」を打ち出し、私はその時に市民協働の指針作りに参加しました。以来、500の市民活動登録団体を支える市民活動サポートセンターの、運営、市民活動情報ネットワークの構築、資金の事業支援制度、相談窓口、フェア・シンポジウム・セミナー・ワークショップの催し等に係わってきました。その間、地域のニーズや課題解決に応える各団体の事業内容の量的拡大と多様化、マネージメント力や技法の向上など、その発展の目覚ましさを実感しました。

中間支援組織には代表的な形態として、公設・公営、公設・民営、協働管理運営の3つの方式があります。我々は市民の創意と活力を生かすため、公営から民営への移行を志向しており、常識的には指定管理者制度に基づく契約形態が考えられます。この市では現在それを受けられる力量のある団体が存在しないなど条件が整っていないため、第1段階は公設・協働管理運営方式を採用し、運用を通じて組織・人材を育成し環境を作っていくことにしました。問題は、その次の段階、現在の指定管理者制度では受けた組織の行政に対する主体性の問題や、その逆の自身の問題解決能力、組織力、官僚的運営等の不安も拭えません。失敗は許されず、引き続き新たな形態の検討が必要と考えています。社会では指定管理者制度の欠点を克服する手段としてPPPの再評価などもされており、その考え方を参考に今後の在り方を検討するのも価値があるのではないかと考えています。

自治体の中間支援組織はかなり普及し、NPO・市民活動団体はどこでもその恩恵を受けることができます(千葉県での支援センターは、アンケート回答37市に対し24市が設置)。さて、当中間支援組織CNCPは、特定の専門分野を対象にしており特異な存在といえます。従って、われわれCNCPは一般的なことは自治体の中間支援組織に任せ、専門分野への特化を鮮明にした方が良いと言えます。自治体は幅広く、我々はより深くと云うところでしょうか。そういう意味では現在のCNCPの活動はその方向に向かっていると思います。

でも、もしかしたらサードセクターを目指す当NPOは、まだ1.5セクターぐらいかも知れません(自律性の確立という意味で)。周りの様々な資源の恩恵を受けているCNCPですが、これを有効に生かしながら未来に向けて大いに羽ばたくことが求められています。中間支援組織は生き物です。変化する環境は、我々の活動でさらに変化の速度を上げていくことでしょう。その変化に対応しながら社会の変革の推進役としてどう貢献するのか、今我々にはそのことが問われているのかも知れません。